

特定菓子贈与禁止法案可決

衆参両院
全会一致

バレンタインデー禁止に

参議院は7日、特定の日
に特定の目的をもって菓子
類を他人に贈与することを
禁止する「特定菓子贈与禁
止法案」(バレンタイン
デー法案)を全会一致で可
決した。既に衆議院で同法
案は可決されているため、
今月末にも成立・施行され
る見通し。これに伴い、今
年からバレンタインデー、

ホワイトデーは禁止される
こととなった。
同法は、全国の恵まれな
い男性や独身男性に打撃を
与えるバレンタインデーの
実施を行った業者や個人
に、最で懲役5年、罰金
百万円を科す法律で、執行
猶予が付かないという特徴
を持つ。以前からインター
ネットの掲示板を中心に同

法の必要性が訴えられてい
たが、製菓社を始めとする
業界団体が激しく反発
し、法案の審議にまで至っ
ていなかった。しかし昨
年、クリスマスが中止され
たにも関わらず多くのカッ
ブルがデパートをしていた事
実を政府が問題視し、政府
勸告だけでは効果がないと
判断、今回の法制度化へと

繋がった。
今回のバレンタインデー
禁止法制度化に関して法務
大臣は、「法案が作られた
経緯を聞いているが聞いて
いないが、どうことはお
答えできない」と語った。
〈関連記事19面〉